

まぐがわ環境だより

令和4年6月発行：環境推進課

●新たな廃棄物処理施設整備について

菊川市、掛川市のごみを処理している「環境資源ギャラリー」は平成17年の操業から17年が経過し、老朽化が進んでおり、対策が必要となっています。

新たな廃棄物処理施設整備については、掛川市・菊川市衛生施設組合が基本構想を策定し、検討してきましたが、今一度、安心安全で安定的な廃棄物処理施設の稼働に対し適切な意思決定が可能となるよう、公開による検討委員会を設置し、現在検討を進めています。

【第1回検討委員会】

日 時 令和4年3月21日（月・祝）午後1時30分から

- 議 題 ①新しい廃棄物処理施設の整備について
②基本構想の主な内容のまとめと今後の調査項目
③当局説明に対する意見



【第2回検討委員会】

日 時 令和4年4月24日（日）午後1時30分から

- 議 題 ①地域循環共生圏の考え方に基づく公民連携の設計思想
②産業廃棄物混焼の場合の環境負荷への影響（村上委員）
③想定されるカーボンニュートラル時代（石川委員） 他

【第3回検討委員会】

日 時 令和4年6月4日（土）午後1時30分から

- 議 題 ①市民対話集会等の報告
②現位置での建て替えの可能性
③事業者側から見た収支バランスの計算等



【第4回検討委員会】

日 時 令和4年6月26日（日）午後1時30分から

※検討委員会は傍聴自由となっています。また、動画配信も行っています。

詳しい情報（過去の資料や今後の予定等）は【掛川市ホームページ】をご覧ください。

<https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/kurashi/gomi/haikibutussyori/iinnkai/>

掛川市のホームページはこちら



こちらからご覧いただけます

犬猫のマイクロチップ装着に関する制度について

犬猫を新たに家族へ迎え入れた皆様に(義務)

令和4年6月1日以降、ペットショップやブリーダー等で販売される犬猫にはマイクロチップの装着が義務化されました。そのような犬猫を新しく家族に迎え入れた飼い主の皆様は、30日以内に装着されているマイクロチップの情報を変更登録する必要があります。



すでに犬猫を飼育されている皆様へ(努力義務)

6月1日以前から飼われている犬猫や、保護団体等から譲渡された犬猫については、マイクロチップの装着は義務ではありませんが、ペットの安全のため装着が推奨されます。

マイクロチップとは？



マイクロチップは、直径2mm、長さ12mm程の円筒状で15桁の数字(世界で2つと同じものがないISO規格の個体識別番号)が記録された電子標識機器です。犬猫が迷子、災害、盗難、事故等により飼い主と離れてしまったとき、専用のリーダーで読み取り、データベースに情報が登録されていれば、飼い主のもとへ帰ることができます。



どこで登録できるの？

指定登録機関である公益財団法人日本獣医師会に郵送又はオンラインで登録ができます。

登録手数料：郵送 1,000 円、オンライン 300 円

<https://reg.mc.env.go.jp> (環境省：犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト)

オンラインでの申請が困難な場合は下記のお問い合わせ窓口までご相談ください。

市への届出は？

犬のマイクロチップ情報の変更登録をされた場合は、環境推進課または小笠市民課への届出が必要です(新規、変更、死亡届)。鑑札が交付されていない場合は、鑑札交付手数料として3,000 円が必要となります。

猫のマイクロチップ情報の変更登録をされた場合は、市への届出は不要です。

マイクロチップ情報登録に関するお問い合わせ窓口

環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館 23 階

TEL: 03-6384-5320 E-mail: info@mc.env.go.jp

登録はこちらから

